

LEC書籍をご利用いただきまして、ありがとうございます。

『2021年版 出る順行政書士 合格基本書』第1刷の記載につきまして、訂正がございます。大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

GD05830 『2021年版 出る順行政書士 合格基本書』 第1刷

(p. 95) 判例 16行目～20行目

▼ 地方議会議員懲罰事件（最大判昭35.10.19）

条例の制定をめぐって議事を混乱させたことを理由に村議会から出席停止の懲罰決議を受けた議員が、当該処分は無効の確認等を求め、争われた。

- ① 本件の出席停止の懲罰決議は、内部規律の問題として、司法審査が及ばない。
- ② 議員に対する除名処分は、内部規律の問題にとどまらず、司法審査が及ぶ。

↓（判例変更）

▼ 地方議会議員出席停止懲罰事件（最大判令2.11.25）

地方議会議員の出席停止処分については、従来、裁判所の審査は及ばないとする判例（最大判昭35.10.19）があった。しかし、2020年11月25日に、最高裁判所は、判例変更を行って、「出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきである。」（最大判令2.11.25）とした。

事案

本件は、岩沼市議会……の議員であった被上告人が、市議会から科された23日間の**出席停止の懲罰**……が違憲、違法であるとして、上告人〔岩沼市〕を相手に、その取消しを求めるとともに、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例……に基づき、議員報酬のうち本件処分による減額分の支払を求める事案である。

判旨

**出席停止の懲罰**は、……公選の議員に対し、議会がその権能において科する処分であり、これが科されると、当該議員はその期間、会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことができず、**住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる**。このような出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、これが議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない。

そうすると、**出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきである**。

(p. 278) 側注 \* 2 プラスアルファ (1行目)

受贈者が契約内容に適合を

↓ (訂正)

贈与者が契約内容に適合を

(p. 632) 本文 下から7行目

か無限責任社員のいずれであるかの別、⑥社員の出資の目的

↓ (訂正)

か有限責任社員のいずれであるかの別、⑥社員の出資の目的

以上のように、訂正してお詫びいたします。ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしく申し上げます。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部